## **庄原市企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務 委託事業者募集要領**

#### 1. 概要及び目的

この要領は、地方創生応援税制(以下「企業版ふるさと納税」という。)を含めた企業からの 寄附におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウ を活用し、企業に対して地方創生に係る事業を周知することで、寄附を獲得し、積極的な財源 確保を目指すことを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1)業務名称 庄原市企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務
- (2)業務内容 別紙仕様書に記載のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 選定方法 書面審査による
- (5) 契約上限率 委託料算定は成果報酬型とし、本業務を通じて行われた企業版ふるさと納税 等による寄附金の15% (消費税及び地方消費税を除く。)以内とする。経費 見積書には委託料率を示すこと。
- (6) 選定者数 選定者数は定めない。

### 3. 申込資格等

本募集の申込者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、庄原市または広島県より物品・委託 役務の分野で指名除外を受けていない者であること。
- (4) 庄原市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領(平成21年10月29日訓令第22号)第 3条に規定する除外措置の対象とならない者であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない者であること。
- (6) 下記について未納の徴収金がない者であること。
- ① 本店(委任する場合は受任先となる支店若しくは営業所等)の所在地の市町村民税及び 固定資産税
- ② 消費税及び地方消費税

# 4. 審査の流れ

(1) 申込書等必要書類の提出	募集開始以降、随時受付	
(2) 書面審査	申込書受付後、1週間程度	
(3)審査結果	書面審査完了後、1週間程度で申込書に記載されたメール	
	アドレスへ通知	
(4)業務委託契約締結	審査結果通知後、2週間程度(委託業者と協議の上、決定)	

### 5. 提出書類等

### (1) 提出書類及び提出部数

申し込みの際には以下の書類を提出すること。ただし、庄原市物品購入等入札参加資格者 名簿に登録されている者は⑤⑧の書類の提出を省略することができる。

また⑤~⑧までの資料を紙で提出する場合は、原本の代わりに写しを提出することも可能とする。

(庄原市ホームページhttps://city.shobara.hiroshima.jp/main/government/seisaku/cat0 3/sosei/post\_1906.htmlからダウンロードすること。)

様式	紙部数	データ
①申込書(様式1)	1 部	Δ
②暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)	1部	Δ
③会社概要書(様式任意) ※1	不要	0
④経費見積書(様式3)	1部	Δ
⑤商業登記簿謄本 ※4	1部	Δ
⑥ (市町村民税) 完納証明書 ※2	1部	Δ
⑦(固定資産税)完納証明書 ※3	1部	Δ
⑧ (消費税及び地方消費税) 納税証明書 ※4	1 部	Δ

- ○…データでの提出とするが、③会社概要が紙等の資料しかない場合、紙での提出も可。
- △…PDF等データ化して送付すること。データで提出した場合、紙での提出は不要。
- ※1 会社案内パンフレット等
- ※2 東京都23区においては都民税
- ※3 ⑥と兼用で提出すればよい。固定資産税がなく、証明書が発行されないときは申告書 (様式4)を提出すること。
- ※4 提出時点より3か月以内のものとすること。

#### (2) 提出場所

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 庄原市役所 企画振興部企画課メールアドレス: kikaku-chousei@city. shobara. lg. jp

- (3) 提出方法
- ① 紙媒体の資料については、上記提出場所に持参又は郵送すること。
- ② 郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法で提出すること。
- ③ データ (電子媒体の資料) については、上記メールアドレスまで送信すること。

- ※ 電子メール送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。(電話番号:0824-73-1128 (直通))
- ※ メール送信の際は、件名に「庄原市企業版ふるさと納税等マッチングサポート業務」という文言を記載すること。
- ※ メールの容量が10MB以上となる場合、分割して送付するか、本市から受信用URLを発行する ため、送付前に連絡をすること。
- (4) 提出書類の取り扱い
- ① 申込書受付後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- ② 提出書類は一切返却しない。
- ③ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製することがある。
- ④ 提出書類(③で複製した書類を含む。)は、審査目的以外には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、庄原市情報公開条例(平成17年庄原市条例第15号)に基づく公開請求により 公開する場合がある。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報は、本業務においてのみに用い、他の用途には用いない。 なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令に準じ取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途、確認する場合がある。
- ⑧ 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

### 6. 失格事項

審査結果通知後から契約までに、次のいずれかに該当した場合、決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく本市と本件に係る契約を締結しないとき。
- (2) 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと本市が 判断したとき。

#### 7. その他留意事項

- (1) 申込者は、本募集要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 申込者は、本募集要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を 申し立てることはできない。
- (3)本募集要領等全ての関連資料、書類様式等については、審査における提案目的以外の使用、 複製及び転載を禁止する。
- (4) 本募集への申し込みに要する費用等は、全て申込者の負担とする。
- (5) 申し込みを取り下げる場合は、申込辞退届出書(様式任意。代表者印の押印及び辞退理由を記載のこと。)を、上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達の記録が残る方法で提出すること。
- (6) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (7) 選定結果についての異議申立は一切受け付けない。

# 8. 問い合わせ先

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

企画振興部企画課企画調整係:山上

電話:0824-73-1128

メールアドレス:kikaku-chousei@city.shobara.lg.jp